



特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円
(税・配送料込み)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和6年 10月25日(金)
(2024年)

No. 16250 1部377円(税込み)

発行所

一般社団法人 発明推進協会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001

[電話] 03-3502-5493

発明推進協会ウェブサイト <https://www.jiii.or.jp>

目次

☆特許権侵害訴訟において属地主義が問題となった事例 (1)

特許権侵害訴訟において属地主義が問題となった事例

森法律事務所

弁護士・弁理士 森 修一郎

1 はじめに

令和5年5月26日になされた知財高裁大合議判決は、ネットワーク関連発明に関連して、ネットワークの一部を構成するサーバが日本国外にある場合であっても、被告の行為が「生産」(特2条3項1号)に該当するとの判断を示した。

また、同一当事者間の別事件である知財高判令4・7・20においても日本国外にあるサーバからプログラム

を配信する行為が「提供」に該当するとの判断を示した。

これらの判決は、特許権侵害訴訟における属地主義¹が問題となった事例であり注目を集めた。本稿では、これら2つの判決を含め、特許権侵害訴訟において属地主義が問題となった事例を紹介する。

2 東京地判平13・9・20(電着画像の形成方法事件)²

弁理士法人

北斗特許事務所

HOKUTO PATENT ATTORNEYS OFFICE

所長	弁理士	西川 恵清	弁理士	小川 博生
副所長	弁理士	坂口 武	弁理士	中尾 慎
副所長	弁理士	田中 康継	弁理士	永濱 一貴
	弁理士	水尻 勝久	弁理士	中江 貴俊
	弁理士	谷水 慎	弁理士	伊井 亨
	弁理士	竹尾 由重	弁理士	畑 海希

〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目12番17号 JRE梅田スクエアビル9階

電話 06-6345-7777(代) FAX 06-6344-0777(代)

E-mail: post@hokutopat.com